

## 建設女性デジタル人材育成事業 業務委託企画提案競技審査要領

## 1 目的

この要領は、建設女性デジタル人材育成事業 業務委託に係る委託候補者を公正かつ適正に審査するために、審査方法に関し必要事項を定めるものとする。

## 2 審査方法

(1) 建設女性デジタル人材育成事業 業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員は、提出された企画提案書等の書類審査のほか、プレゼンテーション形式による審査を行う。ただし、審査委員会が不要と認める場合には、プレゼンテーションを省略することができる。

(2) 審査項目は、企画提案競技評価表に示す次の項目とする。

- ① 実施体制及び実績
- ② 企画提案の妥当性
- ③ 提案の独自性
- ④ 経費の妥当性
- ⑤ 「賃金水準の向上」に関する取組
- ⑥ 「女性の活躍推進」に関する取組

(3) 審査項目の①から④については次の表により5段階評価を行い、各評価項目に応じた係数を乗じて評価点を算出する。⑤、⑥については企画提案競技評価表の別紙による配点にて算出する。

評価点	評価基準
5	記載・説明された内容が特に優れている。
4	記載・説明された内容が優れている。
3	記載・説明された内容が普通である。
2	記載・説明された内容がやや不十分。
1	記載・説明された内容が不十分。

(4) 審査委員会の委員は、建設部次長、建設政策課長及び建設部次長が指名する者1名をもって構成する。

(5) 審査委員会では、各委員の点数の合計を表した審査結果表を作成し、それをもとに審査委員会で審査するものとする。

(6) 審査委員会は、特に必要があると認める場合には、委託候補者の選定に当たり、条件を付することができる。

## 3 その他

この要領に定めるもののほか、審査方法に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年4月15日 建政－107）

この要領は、令和8年4月15日から施行する。